

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

一人の監督の情熱に応えた日立市民が花を咲かせました。映画「ある町の高い煙突」が上映されています。当初、その予算額の大きさに押しつぶされていきます。東日本大震災で壊滅的被害を受けた旅館を再生させた館主が応援する会の代表を受諾してから関係者が旅館に集まってきました。不思議な縁にも恵まれました。日立市民の地域復興の思いも多くの人を動かしました。

煙害の解決のため世界一の高い煙突を作ることに奔走した日立鉾山庶務係の角弥太郎。応援する会の代表の館主。二人は奇しくも広島県府中市で生まれています。

## 私の書棚より

○原価率を40%に設定したとしても、思うように売上が伸びなければ、広告宣伝費をかけることになります。原価率40%に広告宣伝費を10%上乘せするくらいなら、はじめから50%に設定しておけばいい。

○「誰かいい人はいないのか？」とふと口をついて出たとき、経営者は「どこかにいい会社はないのか？」という問いに、自分自身が胸を張って答えられる環境を用意できているかを考える必要があるのでしょうか。

「売上げを、減らそう。」

中村朱美著 ライツ社

## 税務アンテナ

□相続法が改正されました。相続税法では、婚姻期間20年以上の配偶者に自宅の贈与をした場合、贈与税の基礎控除110万円の他に2,000万円の特別控除が適用されます。又、3年内の贈与であっても相続税の申告の際に相続財産に加算されません。

しかし、相続法では、これまではその贈与された自宅も含めて遺産分割の対象になっていたため、配偶者が自宅に住めなくなることもあり、配偶者の保護と相続税法の取扱いに合わせる観点から、婚姻期間20年以上の配偶者に自宅の贈与をした場合には、その自宅は遺産分割の対象から除外されることになりました。この改正は2019年7月1日から施行されています。

□2019年10月1日から消費税が10%に引き上げられますが、飲食料品の譲渡は8%の軽減税率が適用されます。

軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡は、食品表示法に規定する酒類以外の飲食料品で、外食、テイクアウト、ケータリングは除かれます。

ただし、飲食料品を持帰りのため容器に入れ、包装を施して行う譲渡や出前は軽減税率の対象になりますが、その判定は飲食料品の提供を行った時に行います。

又、有料老人ホームの給食、学校給食も軽減税率の対象になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付 (休日につき13日)
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○9月、12月、31年3月決算法人の消費税中間申告 (休日につき9月2日)

31日	○8月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき30日)
-----	--

今月の贈る言葉『昨日の私に負けたくない』 by 荒川静香